

第66回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

場所

長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室

（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

株式会社ヤマウラ

証券コード：1780

証券コード 1780
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

長野県駒ヶ根市北町22番1号
株式会社ヤマウラ
代表取締役社長 山 浦 正 貴

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第66回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://yamaura.co.jp/ir/material/>

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)又はインターネット等により議決権を行使することができます。その方法につきましては、3ページ及び4ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社ヤマウラ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXX年XX月XX日

基準日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
見本 郵便番号 XXXXX
株式会社ヤマウラ

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

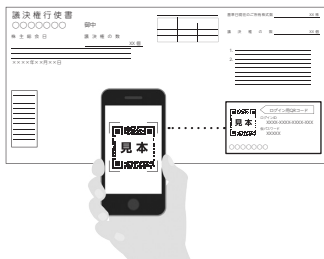
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

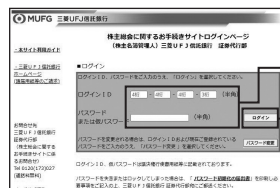
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円50銭 総額 312,299,245円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員であり監査等委員である社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。また監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	やまうらまさき 山浦正貴 (1971年5月28日生)	2000年11月 当社入社 2005年5月 当社佐久支店長 2011年7月 当社駒ヶ根支店長 2011年12月 当社取締役駒ヶ根支店長 2013年12月 当社常務取締役管理本部副本部長 2014年12月 当社取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役副社長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年6月 ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長(現任)	100,800株
2	ほしなしげお 保科茂雄 (1956年9月9日生)	1982年3月 当社入社 1989年4月 当社伊那支店長 1998年2月 当社建築営業部長 1998年12月 当社取締役建築営業部長 2002年12月 当社常務取締役営業本部長 2004年12月 当社専務取締役営業本部長 2006年10月 当社取締役建設事業本部長兼営業本部長 2006年12月 当社専務執行役員建設事業本部長 2007年12月 当社専務取締役建設事業本部長兼営業本部長 2011年12月 当社取締役副社長建設事業部長兼駒ヶ根支店長 2021年4月 当社取締役副社長建設事業部長（現任）	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじききみあき 藤 木 公 明 (1958年8月22日生)	1977年3月 当社入社 1995年4月 当社松本支店長 2002年12月 当社常務執行役員長野支店長 2009年12月 当社取締役営業本部副本部長兼長野支店長 2011年12月 当社常務取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役営業本部長 (現任)	8,500株
4	あかはねかずなり 赤 羽 一 成 (1957年1月17日生)	2003年8月 当社入社 2011年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長 2014年12月 当社取締役営業本部副本部長兼佐久支店長 2020年4月 当社取締役営業本部副本部長 2024年10月 当社取締役経営戦略室長 (現任)	17,435株
5	なかやわたる 中 谷 亘 (1971年6月2日生)	1994年4月 当社入社 2006年9月 当社辰野支店長 2013年10月 当社技術本部副本部長 2013年12月 当社執行役員技術本部副本部長 2025年4月 当社執行役員技術本部長 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現在の監査等委員である取締役神戸美佳氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
ごうどみか 神戸美佳 (1967年5月7日生)	2004年10月 長野県弁護士会登録 2004年10月 久保田法律事務所入所 2008年4月 神戸法律事務所所長(現任) 2011年6月 株式会社長野銀行社外監査役(現任) 2023年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)	一株

- (注) 1. 神戸美佳氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 神戸美佳氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 神戸美佳氏は弁護士の資格を有し、豊富な経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に高い知見を有しておられます。法務の専門家として客観的かつ公正な立場から当社の経営及び取締役会に対する適切な助言を戴くことができるものと判断し監査等委員である取締役の候補者としたものであります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、業務を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かして戴くことを期待しております。
4. 神戸美佳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社は、神戸美佳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、神戸美佳氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお神戸美佳氏が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案の候補者の専門性と経験(スキルマトリクス)

氏名	企業経営	技術生産 品質	営業 マーケティング	環境・社会 ガバナンス	財務会計	法務 リスク管理	人事労務 人材開発
山浦 正貴	○	○	○			○	○
保科 茂雄	○		○	○		○	○
藤木 公明		○				○	○
赤羽 一成	○		○	○	○	○	○
中谷 亘		○	○			○	○
神戸 美佳	監査等委員 社外			○		○	○

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、「基本報酬(固定金銭報酬)」「業績連動金銭報酬」により構成されておりますが、持続的な企業価値向上に向けて、取締役に対して中長期的な活動に対するインセンティブを付与し、ステークホルダーとの利害共有に取り組むことを可能とする報酬制度について検討を行った結果、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、役位等に応じて当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。本議案は、2016年12月16日開催の第57回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額である年額300百万円以内とは別枠として、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本議案は、取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。本議案をご承認いただいた場合、本議案の内容とも整合するよう、事業報告に記載の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき変更することを予定しております。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位等に応じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）
--------------------------	---

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(3)のとおり。)	・ 3事業年度を対象として上限87百万円
取締役へ交付等が行われる当社株式等の数の上限 (下記(4)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として取締役へ交付等が行われる当社株式等の総数の上限は90,000株 ・ 1事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの総数の上限は30,000ポイント ・ 1事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの総数の上限を1ポイント=当社普通株式1株で換算した株式数の当社発行済株式総数(2025年3月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.5%
当社株式の取得方法 (下記(3)のとおり。)	・ 本制度に伴う当社株式は、株式市場又は当社(自己株式処分)より取得予定
③ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	
・ 原則、当社の取締役を退任する時	

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2025年8月(予定)から2028年8月(予定)までの約3年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度(以下「対象期間」といいます。)を対象とし、当初の対象期間は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までとします。

当社は、対象期間毎に拠出する信託金の上限を87百万円としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役を受益者とする信託期間3年間の信託(以下「本信託」といいます。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分)から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント(下記(4)のとおり。)の付与を行い、当該取締役の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等の本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長します。当社

は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役員等に応じて付与されるポイント数により定まり、取締役の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントにつき当社普通株式1株とし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。本信託の信託期間中に取締役に対して付与される対象期間ごとのポイント数の上限は90,000ポイントとし、信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である90,000株とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。

なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しております。現在の当社の取締役に対する報酬支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、取締役の退任時に、(4)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。このとき、当該取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げて）について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金

銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、取締役が国内非居住者となった場合には、その時点までの累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、本信託から給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社は、2025年6月開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行います。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられております。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において議案（普通決議）としてお諮りさせていただくことを予定しております。

また、本プランは、2025年6月26日付けで効力を生じるものとしますが、本定時株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

1. 企業価値向上への取り組み

(1) 当社の経営理念と経営方針

当社は、豊かな大自然香る南信州に本拠を構えながら、その自然を大切に、地域の皆様との共生を会社経営の真髄として貫き、道路・橋・ダムなどの社会インフラから、学校・病院・庁舎などの公共施設、ショッピングセンターやオフィス、そして工場など数々の地域住民の生活に重要な建築物・構造物の施工を通して、地域貢献をしてまいりました。技術を磨き、誠実さ、そして堅実な経営を旨として築いてきた信頼を、今後ともこの地域を地盤にさらに積み重ねていくことこそが、当社の企業価値の向上に資するものであると考えております。

当社は創業以来、地域の安心・安全・快適な暮らしに貢献することを企業責任として、この長い信頼関係を将来的にもしっかりと維持・継続できる強い財務基盤づくりを優先して企業体力をつけてまいりました。一方ROEの高さは同業種の中では群を抜く位置にいるなど、高い自己資本と相反する収益力の強化にも力を注いでおります。

今後は、この財務基盤を基に、ここまで支えていただいていた株主様への還元と資本効率向上を強化しつつ、新たな成長を遂げていくことを基本方針として取り組んでまいります。

(2) 中期経営計画2025-for Vision2030

当社は、2030年度を見据えた2025年4月～2028年3月の3ヶ年を期間とする中期経営計画をスタートさせました。この1世紀で築いた基盤の上に次の1世紀へ向けたリスタートを切ります。上場後、長く安定的な業績を維持し続けてきましたが、ブランディングの強化（民間企業工場建設において3ブランド（イーファクト、オイシールド、アットワークス）を2021年度に立ち上げ（受注額：2021年度110億円から2024年度186億円へ拡大）など）に取り組みはじめた2021年3月期からは、成長拡大へと軌道を変化させてきています。この流れをより確かなものとするため、①将来の柱となる事業への積極的投資と事業ポートフォリオの見直し、②キャッシュアロケーション、③資本の効率化、④株主への還元、を柱とした計画を実行してまいります。（※2025年5月14日発表の中期経営計画をご参照ください。）

2. コーポレート・ガバナンスについて

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、株主をはじめとする当社のステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが経営上重要な課題であると認識しており、その基本は「迅速で効率的かつ積極的な事業経営」及び「経営の健全性と透明性の確保」であると考えています。当社は、自らの社会的責任を認識し、企業理念、経営指針及び行動規範

に則り、当社グループ一体で実践に取り組んでまいります。

(2) 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は、多様性と専門性を持った複数の独立社外取締役を含めて構成される監査等委員会が独立的かつ客観的立場で監査・監督を行うことに加えて、任意で設置の指名・報酬委員会との連携によりコーポレート・ガバナンスの実効性を確保しており、現状において最も有効であると判断しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社は、当社株式等について大規模買付や買収提案が行われた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の経営権の変動等に関わる大規模買付や買収提案の判断については、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式等の大規模買付や買収提案の中には、その目的等から判断して、株主の皆様や取締役会がその内容を検討し判断するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの、買付条件等がその対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であるもの、あるいはその対象会社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なう意図のあるもの等、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくないことから、大規模買付や買収提案により当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性も否定できません。当社の株式の状況は別紙3のとおりであり、当社は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式の総数の21.6%（議決権割合24.1%）が保有されておりますが、このうち当社役員及びその直接支配が及び関係者等による保有は0.9%（議決権割合1.1%）にとどまっております。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、当社が関与・コントロールするものではありません。

従って、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もあ

ります。さらに、当社の事業基盤を拡大するための設備投資等により、その必要資金を資本市場から調達することも有力な選択肢であることから、その場合には、さらに当社役員等の保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが予測されます。このような状況を考慮し、当社は、当社株式等の大規模買付や買収提案が行われた場合、当該買付や買収提案に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案すること等を可能とするための対応策が必要不可欠であると判断し、本プランを導入することといたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii)上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。(但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。)

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等、その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。
また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付

等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

- (i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- (ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議を概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなけれ

ば発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価

値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、本新株予約権の無償割当て及び普通株式の交付につきましては、複数回行うことは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

安部 正明（アベ マサアキ）（1960年10月31日生）

- 1986年 10月 新光監査法人名古屋事務所 入所
- 1992年 4月 公認会計士安部正明事務所 代表（現在に至る）
- 1992年 11月 安部正明税理士事務所 代表
- 2011年 12月 税理士法人安部会計 代表（現在に至る）
- 2024年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現在に至る）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

神戸 美佳（ゴウド ミカ）（1967年5月7日生）

- 2004年 10月 長野県弁護士会 登録
- 2004年 10月 久保田法律事務所 入所
- 2008年 4月 神戸法律事務所 所長（現在に至る）
- 2011年 6月 株式会社長野銀行社外監査役（現在に至る）
- 2023年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現在に至る）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

宮下 将吾（ミヤシタ ショウゴ）（1975年8月21日生）

- 2008年 12月 長野県弁護士会 登録
- 2008年 12月 武田法律事務所 入所
- 2012年 4月 みなみ信州法律事務所 開所
- 2022年 4月 弁護士法人みなみ信州法律事務所へ法人化（現在に至る）

※上記3氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

当社の大株主等の株式保有状況（2025年3月31日現在）

順位	氏名	保有株式数 (株)	持株比率 (%)
1	株式会社信州エンタープライズ	3,641,790	19.24
2	ヤマウラ従業員持株会	1,801,187	9.51
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,328,900	7.02
4	株式会社八十二銀行	668,100	3.53
5	綿半ホールディングス株式会社	429,000	2.26
6	山浦 速夫	359,024	1.89
7	株式会社長野銀行	277,000	1.46
8	極東開発工業株式会社	200,000	1.05
9	タカノ株式会社	179,500	0.94
10	山浦 泰子	179,400	0.94

(注) 上記のほか当社所有の自己株式2,176,287株があります。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後す

ると判断される場合

9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得

することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善等により景気は緩やかな回復の動きが見られましたが、継続的な物価上昇、通商政策や米国の政策動向等による影響を注視する必要があります。依然として先行きが不透明な状況が続いています。建設業界においても、建設資材の価格高騰、納期遅延、人手不足に加え、今後の大型案件の縮小を見込んだ受注競争の激化などの影響で厳しい経営環境が続いています。このような状況のもと、将来にわたっての経営基盤となる地域への貢献、お客様から信頼される誠実施工を念頭に、各事業部でのドメインの強化と部門間連携を一層強め、DXを推進してヤマウラブランドの強化を図り、新規顧客の開拓推進、新規分野での受注の確保に努めてまいりました。その結果、製造業（食品・輸送用機器・精密他）、運輸業等の民間建築工事、水力発電関連設備の大型工事の受注も増加し、公共建築、国土強靱化計画を背景とした河川改修工事、道路工事の受注増、さらには首都圏等におけるマンションの販売も堅調であったことから、当社グループの連結業績は堅調に推移しております。

当社グループの当連結会計年度における業績は、受注高（開発事業等含む）375億31百万円、前年同期比103億28百万円（21.6%）の減少、売上高356億13百万円、前年同期比19億32百万円（5.1%）の減収、営業利益38億91百万円、前年同期比4億36百万円（10.1%）の減益、経常利益39億68百万円、前年同期比1億82百万円（4.4%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は30億2百万円、前年同期比26百万円（0.9%）の増益となりました。

【事業の種類別セグメント】

(建設事業)

建設事業につきましては、山梨県でのエリア拡大に注力し大型食品関連等の工場新設の受注等、及び企業向け「オイシールド」、「イーファクト」、「アットワークス」の3ブランドの積極的なマーケティング戦略による新規企業顧客の獲得に努めました。また、好立地な分譲地の開発とハイグレードな自由設計住宅ファミレをはじめとする住宅営業の強化、精密機器や食品関連等の工場・大型物流施設・医療介護施設・マンション・流通施設等の民間工事、並びにトンネル工事を含む水力発電設備建設工事、道路・河川改修工事など公共工事等の受注にも注力いたしました。特に、工場建築では、2年連続で長野県内施工実績ナンバーワンとなっております。グループの売上に貢献しており順調に推移しております。

その結果、受注高304億99百万円、前年同期比82億50百万円（21.3%）の減少、完成工事高286億36百万円、前年同期比9億39百万円（3.2%）の減収、営業利益43億58百万円、前年同期比8億8百万円（22.8%）の増益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、創業以来培ってきた「水力発電設備や水処理機器・システムの開発」等の技術を集積し小水力発電設備の受注に積極的に取り組みました。さらに、土木部門と連携し水力発電所の設備建設工事も受注する等、大型の案件受注や新規顧客の開拓も推進しました。その他、長年の実績から信頼の厚い水害対策構造物、橋梁、合流床版、大型精密製缶等のインフラ関連の受注に注力いたしました。

受注高40億59百万円、前年同期比6億35百万円（13.5%）の減少、完成工事高40億5百万円、前年同期比4億49百万円（12.7%）の増収、営業利益6億68百万円、前年同期比83百万円（14.3%）の増益となりました。

(開発事業等)

開発事業等につきましては、土地価格や建築価格の高騰等、先行き不透明な事業環境を鑑み、新規開発案件には慎重に対応し、完成物件の販売促進、リノベーション、買取再販事業に重点的に取り組みました。

開発事業等売上高29億99百万円、前年同期比14億43百万円（32.5%）の減収、営業利益2億25百万円、前年同期比1億97百万円（46.7%）の減益となりました。

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度 売 上 高
建 築 部 門	25,528
土 木 部 門	3,108
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	4,005
開 発 事 業 等	2,999
調 整 額	△27
合 計	35,613

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、支店展示場の新設、倉庫の新設、移動式クレーン、ハイブリッド車の購入など総額276百万円であります。これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、福山通運株式会社の株式3万株を110百万円で取得しております。

(9) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境として、公共投資は国土強靱化対策などにより当面の間は底堅く推移するものと見込まれる一方、民間の設備投資は、人手不足や原材料価格の持続的高騰などの影響による世界経済の減速懸念、そして地政学上のリスクが広がってきていることなどから予測が難しい状況にあります。また、米国の関税政策の影響も少なからずあり、今後の業績見通しは不透明かつ厳しさが増してくることが見込まれます。

このような状況下、当社グループは、

- ①お客様満足度の一層の向上
 - ②長期的な人材育成方針による技術者集団・技能者集団の形成、サプライチェーンの強化
 - ③各事業分野におけるドメインの強化と相互連携の強化によるシナジー効果の発揮
 - ④DX推進による生産性向上を通じた働き方改革とダイバーシティ&インクルージョンの推進
 - ⑤ガバナンスの徹底と社会的責任の実践
 - ⑥全業務プロセスにおけるGHG排出量の削減（カーボンニュートラルの実現）
 - ⑦資本政策の充実
- を基本方針に掲げました。

企業価値向上への取り組みを一層強化してまいりますので、株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産及び損益の状況

区分 (単位)	期別	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第 66 期
		自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日	自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日	自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
受 注 高 (百万円)		26,545	37,550	47,860	37,531
売 上 高 (百万円)		27,946	31,381	37,546	35,613
経 常 利 益 (百万円)		1,624	1,965	4,150	3,968
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)		775	744	2,976	3,002
1株当たり当期純利益 (円)		40.96	39.36	157.24	158.63
総 資 産 (百万円)		23,247	25,866	31,981	30,835
純 資 産 (百万円)		16,511	17,244	20,477	23,268

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発(株)	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発(株)1社であります。

(12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特-2)第9358号〕を受け、建築、土木並びにこれらに関連する事業を行う他、水力発電設備機器、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて当社と子会社であるヤマウラ企画開発(株)が不動産の売買、賃貸、宅地開発、分譲マンション事業を行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
449名	33名増	42.9才	12.0年

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、及びパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

- ① 本社・建築・土木部門 長野県駒ヶ根市北町22番1号
- ② エンジニアリング事業部 長野県駒ヶ根市東町19番16号
- ③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269-4
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764-3
松本支店	長野県松本市島立867番1
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地1
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地3
伊那支店	長野県伊那市中央417番地1
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番3
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目8番2号
山梨支店	山梨県甲斐市西八幡1614-1

- ④ ヤマウラ企画開発(株) 東京都中央区日本橋三丁目8番2号

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行済株式の総数 | 21,103,514株 |
| ② 株主数 | 44,520名 |
| ③ 大株主 | |

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
(株) 信州エンタープライズ	3,641	19.2
ヤマウラ従業員持株会	1,801	9.5
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,328	7.0
(株) 八十二銀行	668	3.5
綿半ホールディングス(株)	429	2.2
山浦速夫	359	1.8
(株) 長野野銀	277	1.4
極東開発工業(株)	200	1.0
タカノ(株)	179	0.9
山浦泰子	179	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式2,176,287株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ④ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長	山 浦 正 貴
取締役副社長	建設事業部長	保 科 茂 雄
専務取締役	営業本部長	藤 木 公 明
常務取締役	技術本部長	小 林 寛 勝
取締役	エンジニアリング事業部長	山 下 良 一
取締役	経営戦略室長	赤 羽 一 成
取締役 (監査等委員)	常勤監査等委員	萩 原 浩 一
社外取締役 (監査等委員)	税理士法人あおば会計社員税理士	中 坪 敬 治
社外取締役 (監査等委員)	弁護士 長野銀行社外監査役	神 戸 美 佳
社外取締役 (監査等委員)	公認会計士 税理士法人安部会計代表	安 部 正 明
社外取締役 (監査等委員)	税理士 中村文雄税理士事務所代表	中 村 文 雄

- (注) 1. 社外取締役中坪敬治氏、神戸美佳氏、安部正明氏、中村文雄氏は独立役員に指定しております。
2. 監査等委員中坪敬治氏、中村文雄氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査等委員安部正明氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査・監督機能を強化するために萩原浩一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等の額

	員数(名)	報酬等の種類別総額(千円)		報酬等の総額 (千円)
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	8名	124,697 (-)	169,000 (-)	293,697 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	7名	25,486 (17,986)	- (-)	25,486 (17,986)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2016年12月16日開催の第57回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額は年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)また、監査等委員である取締役の報酬総額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定した決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保するとともに、企業価値を持続的に高めるインセンティブとして十分に機能する体系とし、各職責を踏まえ、同業他社や社会情勢等を踏まえて適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、「基本報酬(固定金銭報酬)」「業績連動金銭報酬」により構成されており、基本報酬(固定金銭報酬)は、役位、職責に応じて世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、監査等委員である取締役に対する報酬は「基本報酬(固定金銭報酬)」のみとしております。支払い方法は年額を12等分して毎月支給しております。

短期の業績連動金銭報酬として取締役に対して賞与を支給しております。短期インセンティブの特徴を際立たせるため、連結経常利益を賞与算定の基礎とした業績指標としております。各取締役の役職貢献度等に応じて算出した額を年一定の時期に支給しており、当連結会計年度の連結経常利益は、3,968百万円となりました。

取締役の基本報酬及び業績連動報酬については、上記の方針によって決定されるため種類別の報酬割合については特段定めておりません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額は、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月21日の取締役会決議に基づき代表取締役社長山浦正貴が決定することとしております。

代表取締役社長は、全社の業績を俯瞰しつつ各担当役員の担当領域や職責の評価を行うに最適と判断しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とし、公平性確保のため監査等委員会の答申を得た上で決定することとしております。監査等委員である取締役の個人の報酬額は、監査等委員会で決定することとしております。

④ 社外役員に関する事項

ア 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	中 坪 敬 治	当事業年度に開催された取締役会16回の内15回に、同じく監査等委員会15回の内14回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、税務、会計処理の妥当性等について、適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	神 戸 美 佳	当事業年度に開催された取締役会16回の内全てに、同じく監査等委員会15回の内全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、ガバナンス、コンプライアンス等について、適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安 部 正 明	2024年6月27日の就任以降に開催された取締役会10回の内全てに、同じく監査等委員会10回の内全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、税務、会計処理の妥当性等について、適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中 村 文 雄	2024年6月27日の就任以降に開催された取締役会10回の内全てに、同じく監査等委員会10回の内全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、税務、会計処理の妥当性等について、適宜適切な提言を行っております。

イ 責任限定契約の概要

当社は、取締役萩原浩一氏、社外取締役中坪敬治氏、神戸美佳氏、安部正明氏並びに中村文雄氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

ウ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

かがやき監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34,000千円
b. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
合計	34,000千円

(注) a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。

③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
34,000千円

④ 監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、かがやき監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記の他、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案を決定します。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする企業行動規範を定める。また、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、役職員のコンプライアンスの着実な実践とそのマインドの醸成を図る。
- ・管理本部総務人事部をコンプライアンス統括部門として、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、及び問題点の把握に努める。
各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ・コンプライアンス責任者、取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに管理本部総務人事部に報告する。報告を受けた管理本部総務人事部は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
- ・管理本部総務人事部と監査等委員は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制及び、コンプライアンス上の問題点の有無の調査に努める。
- ・管理本部総務人事部と監査等委員会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
- ・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務人事部から賞罰委員会に処分を求め、役員の方令・定款違反については、監査等委員会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、適切かつ確実に保存する。
- ・取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティーに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・ISO45001を統合したPAS99の事務局、災害対策委員会を含む）において、規則ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任

者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 社内の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、経営執行会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー・プレビューを実施する。

株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
- ・ 子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し人事異動、評価等については予め監査等委員会の同意を得る。

取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況の内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告、情報提供を行う。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役

及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は、償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は必要に応じて重要な会議に出席して、意見を述べるができる。
- ・ 監査等委員会は職務の遂行上必要と判断したときは、取締役、使用人、及び会計監査人に対して報告を求めることができる。

財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。
- ・ この基本方針に基づき、本社管理本部総務人事部を対応統括部署として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルをウェブ上に配信し定期的に関連する研修を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取り組みを行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員及び執行役員各部門長が出席し、毎月2回開催される経営執行会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,481,777	流 動 負 債	7,465,753
現金預金	12,240,900	工事未払金等	2,431,106
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	6,753,947	未払法人税等	342,663
電子記録債権	727,177	契約負債	2,548,773
販売用不動産	2,108,746	賞与引当金	579,000
未成工事支出金	1,555,465	役員賞与引当金	52,000
開発事業等支出金	611,084	完成工事補償引当金	68,175
未収入金	359,000	株主優待引当金	170,000
その他流動資産	125,455	未払消費税	185,065
固 定 資 産	6,353,768	その他流動負債	1,088,968
有形固定資産	3,604,009	固 定 負 債	100,885
建物・構築物	1,388,144	長期未払金	24,139
機械・運搬具・工具器具・備品	583,468	資産除去債務	13,155
土地	1,451,315	その他固定負債	63,591
建設仮勘定	181,082		
無形固定資産	70,366	負 債 合 計	7,566,639
ソフトウェア	42,933	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	27,433	株 主 資 本	22,242,742
投資その他の資産	2,679,391	資本金	2,888,492
投資有価証券	2,209,153	資本剰余金	1,995,602
退職給付に係る資産	64,228	利益剰余金	18,189,807
長期貸付金	29,693	自己株式	△831,160
敷金保証金	84,955	その他の包括利益累計額	1,026,164
繰延税金資産	142,000	その他有価証券評価差額金	953,652
長期未収入金	2,733,843	退職給付に係る調整累計額	72,512
その他の投資等	153,471		
貸倒引当金	△2,737,954	純 資 産 合 計	23,268,906
資 産 合 計	30,835,545	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,835,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	32,641,888	
完 成 工 事 高		
開 発 事 業 等 売 上 高	2,971,884	35,613,772
売 上 原 価	26,051,298	
完 成 工 事 原 価		
開 発 事 業 等 売 上 原 価	2,483,796	28,535,095
売 上 総 利 益	6,590,589	
完 成 工 事 総 利 益		
開 発 事 業 等 総 利 益	488,087	7,078,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,187,126
営 業 外 収 入		3,891,550
受 取 利 息 配 当 金	64,572	
受 取 手 数 料	677	
受 取 保 険 金	586	
そ の 他 営 業 外 収 入	30,412	96,248
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 用 益	16,151	
そ の 他 営 業 外 費 用 益	3,594	19,746
経 常 利 益		3,968,053
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,968,053
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,020,726	
法 人 税 等 調 整 額	△55,030	965,695
当 期 純 利 益		3,002,357
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,002,357

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2024年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	15,471,358	△831,158	19,524,294	952,592	512	953,104	20,477,399
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△283,908		△283,908				△283,908
親会社株主に帰属する当期純利益			3,002,357		3,002,357				3,002,357
自己株式の取得				△1	△1				△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						1,060	71,999	73,059	73,059
連結会計年度中の変動額合計			2,718,448	△1	2,718,447	1,060	71,999	73,059	2,791,507
2025年3月31日残高	2,888,492	1,995,602	18,189,807	△831,160	22,242,742	953,652	72,512	1,026,164	23,268,906

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 ヤマウラ企画開発(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

II. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- ・満期保有目的の債券……償却原価法
- ・その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入株式等以外のもの 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法
株式等

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。建物、建物附属設備および構築物：3～56年、機械装置、車輛運搬具および工具器具備品：2～30年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点での工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

保有目的の変更

前連結会計年度末において販売用不動産に計上していた建物11,125千円及び土地66,900千円を固定資産に振替しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号、2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)、第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	32,048,304千円
契約資産	4,670,397千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

見積総原価と発生総原価が相違した場合は、当連結会計年度末の履行義務の充足に係る進捗度の見積りに影響があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

長期未収入金に対する貸倒引当金

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

長期未収入金	2,733,843千円
貸倒引当金	△2,733,843千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

長期未収入金については回収先別に回収状況に懸念があると判断した場合に貸倒懸念債権に分類するとともに、個別に回収可能性を検討しております。

当該貸倒懸念債権の評価にあたっては、当該長期未収入金の回収先の財務内容を評価すること等で回収不能見込額を合理的に見積もっております。

この見積りにおいて用いた仮定は、当社グループが現在入手している情報に基づいて合理的に判断したものであり、将来の不確実な回収先の財務内容の変動等が良好な方向に見直すことになった場合、又、長期未収入金が返済された場合は翌連結会計年度以降の連結計算書類において貸倒引当金戻入額が計上されます。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,249,434千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物 56,200千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 21,103,514株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	141,954	7.5	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	141,954	7.5	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	312,299	利益剰余金	16.5	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして必要に応じ、資金（主に銀行借入）を調達することとしております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されてあり

ます。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日ではありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、未収入金、長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、未収入金、工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	2,194,572	2,192,596	△1,975
(2) 長期未収入金	2,733,843	2,733,843	－
貸倒引当金	△2,733,843	△2,733,843	－
	－	－	－
資産計	2,194,572	2,192,596	△1,975

(注) 市場価格のない株式等

(単位 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,581

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,154,572	－	－	2,154,572

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	-	38,024	-	38,024

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております

一方で当社が保有している地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、107百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
491,085	65,849	556,934	532,841

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位 千円)

	報告セグメント			
	建設事業	エンジニアリング事業	開発事業等	計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財・サービス	28,059,013	3,989,290	－	32,048,304
一時点で移転される財・サービス	577,714	15,869	2,898,026	3,491,610
顧客との契約から生じる収益	28,636,728	4,005,160	2,898,026	35,539,915
その他の収益	－	－	101,073	101,073
連結会社間の売上高	－	－	△27,215	△27,215
外部顧客への売上高	28,636,728	4,005,160	2,971,884	35,613,772

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約による建築工事、土木工事、エンジニアリング工事において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払を受けます。契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。

(単位 千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,805,993	2,810,727
契約資産	3,005,210	4,670,397
契約負債	3,876,366	2,548,773
当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額	—	3,876,366

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、30,574,088千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2026年3月期から2029年3月期の間で収益を認識することを見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,229円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 158円63銭 |

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
科 目		科 目	
流 動 資 産	21,480,778	流 動 負 債	7,021,031
現 金 預 金	11,700,498	工 事 未 払 金	2,431,106
受 取 手 形	8,479	未 払 金	389,494
電 子 記 録 債 権	727,177	未 払 法 人 税 等	338,494
完成工事未収入金及び契約資産	6,745,468	未 払 法 費 用	213,629
販 売 用 不 動 産	621,279	契 約 負 債	2,548,773
未 成 工 事 支 出 金	1,555,465	前 受 金	1,300
材 料 貯 蔵 品	40,979	賞 与 引 当 金	579,000
そ の 他 の 流 動 資 産	81,429	役 員 賞 与 引 当 金	52,000
固 定 資 産	8,896,503	完 成 工 事 補 償 引 当 金	68,175
有 形 固 定 資 産	3,089,070	株 主 優 待 引 当 金	170,000
建 物	1,030,545	そ の 他 の 流 動 負 債	229,057
構 築 物	31,476	固 定 負 債	138,767
機 械 装 置	379,071	長 期 未 払 金	24,139
車 輜 運 搬 具	121,640	資 産 除 去 債 務	13,155
工 具 器 具 及 び 備 品	82,604	退 職 給 付 引 当 金	39,657
土 地	1,262,648	そ の 他 の 固 定 負 債	61,815
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	181,082	負 債 合 計	7,159,799
無 形 固 定 資 産	70,140	純 資 産 の 部	
借 地 権	26,523	株 主 資 本	22,263,830
温 泉 施 設 利 用 権	910	資 本 金	2,888,492
ソ フ ト ウ ェ ア	42,707	資 本 剰 余 金	1,995,602
投 資 其 他 の 資 産	5,737,292	資 本 準 備 金	1,995,602
投 資 有 価 証 券	2,209,153	利 益 剰 余 金	18,210,895
長 期 貸 付 金	4,829,693	利 益 準 備 金	169,832
長 期 前 払 費 用	12,825	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,041,063
長 期 及 び 保 証 金	84,225	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	36,961
敷 延 税 金 資 産	115,591	別 途 積 立 金	3,460,000
そ の 他 の 投 資 等	139,536	繰 越 利 益 剰 余 金	14,544,102
貸 倒 引 当 金	△1,653,732	自 己 株 式	△831,160
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	953,652
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	953,652
資 産 合 計	30,377,282	純 資 産 合 計	23,217,482
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,377,282

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完 成 工 事 高	32,641,888	
開 発 事 業 等 売 上 高	287,916	32,929,804
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	26,051,298	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	126,347	26,177,646
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	6,590,589	
開 発 事 業 等 総 利 益	161,568	6,752,158
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,001,314
営 業 利 益		3,750,843
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	71,407	
受 取 手 数 料 益	12,173	
そ の 他 営 業 外 収 益	7,727	91,308
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 割 引 料	267	
そ の 他	9,635	9,902
経 常 利 益		3,832,249
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,234	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	141,467	147,702
税 引 前 当 期 純 利 益		3,979,951
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	982,660	
法 人 税 等 調 整 額	△5,105	977,554
当 期 純 利 益		3,002,397

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	38,408	3,460,000	11,824,166	15,492,406
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,447		1,447	-
自己株式の取得								
剰余金の配当							△283,908	△283,908
当期純利益							3,002,397	3,002,397
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計					△1,447		2,719,936	2,718,488
2025年3月31日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	36,961	3,460,000	14,544,102	18,210,895

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	△831,158	19,545,342	952,592	952,592	20,497,934
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
自己株式の取得	△1	△1			△1
剰余金の配当		△283,908			△283,908
当期純利益		3,002,397			3,002,397
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,060	1,060	1,060
事業年度中の変動額合計	△1	2,718,487	1,060	1,060	2,719,547
2025年3月31日残高	△831,160	22,263,830	953,652	953,652	23,217,482

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に株式等以外のものより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法

株式等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号、2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	32,048,304千円
契約資産	4,670,397千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結計算書類 連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2.「連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

子会社融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

長期貸付金	4,800,000千円
関係会社に対する債権合計	4,800,000千円
貸倒引当金	△1,649,621千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社に対する債権については、貸付金額で計上しております。但し、貸付先の子会社が債務超過であるため、債務超過相当額について貸倒引当金を計上しております。なお、翌事業年度以降に子会社の債務超過額が減少した場合、又、関係会社に対する債権が返済された場合は、貸倒引当金戻入額が計上されます。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,988,249千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	2,065千円
長期金銭債権	4,800,000千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物	56,200千円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

開発事業等売上高	11,103千円
----------	----------

販売費および一般管理費	16,112千円
-------------	----------

営業取引以外の取引高	29,411千円
------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	2,176,287株
-------------------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰延税金資産

長期未払金	7,505千円
販売用不動産評価損	74,340千円
貸倒引当金	497,160千円
賞与引当金	174,858千円
社会保険未払費用	36,633千円
完成工事補償引当金	20,588千円
資産除去債務	41,220千円
未払事業税	26,431千円
試験研究費	60,137千円
減損損失	60,140千円
その他	62,549千円
繰延税金資産小計	1,061,566千円
評価性引当金	△499,058千円
繰延税金資産合計	562,507千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	430,257千円
固定資産圧縮積立金	16,658千円
繰延税金負債合計	446,915千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.2%から31.09%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は8,159千円、法人税等調整額が4,157千円、その他有価証券評価差額金が12,316千円、それぞれ減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ヤマウラ 企画開発(株)	東京都 中央区	200,000	不動産の 売買・ 賃貸借	所有 直接100%	資金援助	資金の回収	1,000,000	長期 貸付金	4,800,000
							受取利息	18,501	未収入金	2,065

- (注) 1. ヤマウラ企画開発(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
2. ヤマウラ企画開発(株)への貸付金に対し、1,649,621千円の貸倒引当金の計上 (当事業年度において貸倒引当金戻入額 141,467千円を計上) をしております。

役員および個人主要株主等

氏名	所有議決権の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
山浦 高裕	—	代表取締役の兄	造成請負工事	17,930	—	—

(注) 取引価格については、価格交渉の上、類似取引価格等を参考に一般取引条件と同様に決定しています。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,226円67銭
- 1株当たり当期純利益 158円63銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社 ヤマウラ
取締役会 御中

かがやき 監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社 ヤマウラ
取締役会 御中

かがやき 監 査 法 人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 上 田 勝 久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克 則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社ヤマウラ 監査等委員会

監査等委員 萩原浩一 ㊟

監査等委員 中坪敬治 ㊟

監査等委員 神戸美佳 ㊟

監査等委員 安部正明 ㊟

監査等委員 中村文雄 ㊟

(注) 監査等委員中坪敬治、神戸美佳、安部正明及び中村文雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社 6階会議室



交通のご案内 JR飯田線 駒ヶ根駅 下車 徒歩約7分
中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約6分